

開発審査会への事後報告による事務処理として取扱うもの

平成 11 年 6 月 16 日改正

平成 13 年 5 月 18 日改正

平成 16 年 5 月 31 日改正

平成 17 年 9 月 30 日改正

平成 19 年 11 月 30 日改正

都市計画法第 34 条第 14 号及び同法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定に基づく開発審査会の議を経るものの運用については、内容が山形県開発審査会提案基準に該当すれば開発審査会に付議する事項として取り扱うが、提案基準の第 1、第 2、第 3、第 5、第 6、第 7、第 11、第 13、第 14、第 16、第 17、第 18、第 26 の 2、第 27、第 28、第 29 については内容が明白で軽易なものと判断されるので、これらに該当するものについては、事務の簡素化を考慮し、県及び委任市において事務処理（許可事務）をし、その許可の内容を次回の開発審査会で報告することにより承認を受け、議決にかえる方法をとるものとする。

ただし、自己居住用住宅及び提案基準第 11 に係る案件以外については、次の基準に合致したものに限る。

- 1 都市計画法第 29 条の規定に基づく開発許可申請にあつては、開発区域の面積が 500 m²以下のもの。
- 2 都市計画法第 43 条の規定に基づく建築物の新築等の許可申請にあつては、敷地の面積が 500 m²以下のもの。
- 3 提案基準第 14 にあつては、1 又は 2 に加えて、その用に供する部分の延べ床面積の合計が 50 m²以下の事務所又は店舗で、かつ、騒音等により周辺地域の住環境等の悪化をもたらすおそれのないものに限る。